



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

T 320-0043

宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.123
6月号

第11回定時社員総会を開催 全議案が承認可決

5月19日(木)午後3時から、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにおいて、第11回定時社員総会を開催しました。総会成立要件を満たす137名(委任状出席を含む)が出席し、全議案について承認可決されました。



【挨拶する菊池会長】



【会場風景】

今年度の定時社員総会も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、表彰式や懇親会を取り止め、感染防止対策を講じて規模を縮小して開催いたしました。

神山副会長の司会で始まり、山本副会長の開会宣言に続き、菊池会長が挨拶を行いました。総会に先立ち、湯澤常務理事が、本日の出席会員が27名、委任状提出会員110名、合計137名の出席会員は定款に定める定足数を満たしており、社員総会が有効に成立していることを報告いたしました。その後、定款に基づき山口副会長が議長に選任され、仲田理事と熊本理事を議事録署名人、書記に若月理事と藤平主査を指名し、議案の審議に入りました。

湯澤常務理事が次第に基づき、第1号議案の令和3年度事業実施報告及び第2号議案の決算承認について説明した後、手塚監事が、適正に処理されていることを認めると監査報告を行いました。その後、議長が議決権者に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認、可決されました。引き続き、第3号議案の役員の報酬等及び費用に関する規程の一部改定、第4号議案の任期満了に伴う役員改選の議案についても、それぞれ満場異議なく原案どおり承認、可決されました。なお、新三役の選出につきましては、議事終了後に、臨時理事会が開催され、理事の互選により次のとおり決定されました。

○会長 菊池 清二 (重任)

○副会長 山口 文伸 (重任)、神山 昌彦 (重任)、山本 久一 (重任)、加藤 和弘 (重任)

○専務理事 湯澤 元浩 (新任)

以上の4議案全ての議案が承認可決された後に、令和4年3月17日に開催の第61回理事会において承認された令和4年度の事業実施計画及び収支予算の内容を報告され、最後に加藤副会長が閉会を宣言しました。

～協会ニュース～



公益社団法人栃木県産業資源循環協会 新役員一同

役職名	氏名	会社名	役員継続
会長	菊池 清二	株式会社八幡	重任
副会長	山口 文伸	株式会社近代環境整備社	重任
副会長	神山 昌彦	渡辺産業株式会社	重任
副会長	山本 久一	有限会社関東実行センター	重任
副会長	加藤 和弘	株式会社日環	重任
専務理事	湯澤 元浩	公益社団法人栃木県産業資源循環協会	重任
理事	田城 昇	株式会社タシロ清掃	重任
理事	仲田 陽介	仲田総業株式会社	重任
理事	白石 純也	白石環境株式会社	重任
理事	若月 裕之	鈴運メンテック株式会社	重任
理事	臼井 伸太郎	株式会社ウスイ産業	重任
理事	熊本 範章	いづみ産業株式会社	重任
理事	安永 辰弥	株式会社ダイセキ 関東事業所	重任
理事	高橋 昇	株式会社ワタル商事	重任
理事	吉成 智	株式会社栃木コンポスト	重任
理事	佐久間 基	日本アグリ株式会社	重任
理事	五月女 太造	株式会社真田ジャパン	重任
理事	藤原 等	サンエコサーマル株式会社	新任
監事	茂垣 恒雄	元公益財団法人栃木県環境保全公社	重任
監事	手塚 秀文	元公益社団法人栃木県産業資源循環協会	重任

— 令和4年度 会長表彰受賞者 —

○協会功労者

佐久間 基 日本アグリ株式会社
五月女 太造 株式会社真田ジャパン

○優良事業所

白石環境株式会社
株式会社平石工業
株式会社ダイセン
アワノ総合開発株式会社
栃木アンカー工業株式会社
有限会社栃木浄水

○永年勤続者

多胡 一哉 株式会社近代環境整備社
柳田 洋子 栃木ハイトラスト株式会社
田谷 正宏 栃木ハイトラスト株式会社
上澤 裕作 サンエコサーマル株式会社
我妻 哲行 サンエコサーマル株式会社
館野 忠雄 有限会社関東実行センター
斎藤 透 有限会社関東実行センター

○優良従事者

加藤 昌洋 株式会社セルクリーンセンター
荒木 祐一 川上建設株式会社
上野 美和 株式会社ウスイ産業
伊藤 慎悟 株式会社菊地組
蓮沼 春奈 株式会社八幡
加藤 豪 サンエコサーマル株式会社
渡辺 浩 サンエコサーマル株式会社
水沼 優二 株式会社日環
篠崎 隆 株式会社日環
栗原 拓也 鈴運メンテック株式会社
田口 一智 有限会社関東実行センター
須賀 錦幸 有限会社関東実行センター
大澤 佐知子 メルテック株式会社
遠山 喜明 メルテック株式会社

○第 61 回栃木県公衆衛生大会知事表彰受賞者
白石 純也 白石環境株式会社

栃木県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を開催

5月30日(月)、栃木県研修館において、令和4年度栃木県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会が行われ、当協会からは菊池会長をはじめ7名が出席しました。

栃木県、宇都宮市、栃木県警察本部及び当協会が相互に緊密な連携を図ることにより、産業廃棄物の不適正処理、不法投棄等の防止と、これらの事犯に対する迅速かつ的確な対応を行い、生活環境の保全に資するため、次の議題について報告、意見交換を行いました。

【協議議題】

- (1) 産業廃棄物不法投棄等防止対策について
- (2) 不法投棄防止キャンペーンの実施について
- (3) 不法投棄等に係る情報交換について



【挨拶する菊池会長】



【会場風景】

～協会ニュース～

【青年部事業】

小林氏が青年部長に就任 青年部が新体制を発足しました

任期満了に伴う役員改選が行われ、小林正幸氏を青年部長に選出。2期4年間青年部長職を務められました五月女前部長は、顧問に就任されました。



公益社団法人栃木県産業資源循環協会青年部 新役員一同

役職名	氏名	会社名	役員継続
部長	小林 正幸	株式会社リ・プラ	重任
副部長	山本 晃司	有限会社関東実行センター	重任
副部長	荒井 知秀	有限会社ティアイコレクション	重任
副部長	福田 克	宇都宮文化センター株式会社	重任
副部長	磯貝 太	ウイズテック株式会社	新任
幹事	飯塚 豊	株式会社セルクリーンセンター	重任
幹事	仲田 大介	仲田総業株式会社	新任
幹事	渡邊 康人	株式会社日本オイルサービス	新任
幹事	臼井 友章	株式会社ウスイ産業	新任
幹事	熊本 宗行	いづみ産業株式会社	新任

－青年部に入会しませんか－

青年部は、(公社)栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和4年6月1日現在、26名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても飛躍的な発展の一助になると考えております。是非、御入会頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、協会員の **栃木アンカー工業株式会社** に訪問しました。

1 会社概要

会社名：栃木アンカー工業株式会社 代表取締役 荒金 憲一
北関東建設汚泥リサイクルセンター大田原工場・壬生工場
本 社：栃木県栃木市城内町 2 丁目 44 番 37 号
TEL 0282-24-6840 FAX 0282-24-6854 ホームページ <http://www.ta-k.co.jp>
大田原工場：栃木県大田原市蛭田 1-219
TEL 0287-98-8277 FAX 0287-98-3611
壬生工場：栃木県下都賀郡壬生町大字藤井 1017-1
TEL 0282-28-8727 FAX 0282-28-8728
設 立：昭和 49 年 11 月 28 日 従業員 100 人

2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

- 産業廃棄物処分業 栃木県 許可番号 00920081416
- 産業廃棄物収集運搬業 栃木県 許可番号 00900081416

【栃木県一般建設業】

許可番号 (般-1) 第 13713 号

【特定建設業】

許可番号 (特-1) 第 13713 号

《主な認定・認証取得》

- ISO9001・ISO14001

3 施設概要

無機性汚泥を受け入れ、工場に設置した造粒固化装置により中間処理を行っております。

大田原工場：処理量 120 m³/日 1 台、処理量 180 m³/日 1 台 合計 300 m³/日

壬生工場：処理量 180 m³/日 1 台

4 会社からひと言

栃木県内で建設汚泥を本格的に再資源化できる施設です。汚泥は泥水状のものから土状のものまで全て中間処理が可能です。また、処理後の製品は「ユニ・ソイル」という名称で「とちの環エコ認定」を受けており、ため池堤体盛土材等、たくさんの公共事業現場で盛土材としての利用実績があります。未来に向けて今後も SDGs における建設汚泥再資源化に貢献して参ります。



大田原工場



壬生工場



河川堤防盛土



ため池堤体盛土



河川堤防盛土

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～廃棄物処理問題～

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



世の中のほとんどの事業所では産業廃棄物だけではなく、一般廃棄物も排出していると思います。身近なところでは、事務室で社員さんが飲んだお茶の出し殻(お茶殻)などは事業系と言えども一般廃棄物でしたね。ん？忘れた方、いましたか？「お茶殻」は廃棄物の種類で言えば「動植物性残渣」。動植物性残渣には業種の指定がありましたね。産業廃棄物になる業種は食品・医薬品・香料製造業だけでしたね。

だから、事務所から出てくる「お茶殻」は一般廃棄物ですね。

よって、「産業循環資源協会員」としても一般廃棄物については知っておかなければならぬことは結構あります。そんな訳で、じゃ、宿題の確認からいきましょうか。

宿題Q、一般廃棄物の処理委託に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 一般廃棄物の処理には許可制度はないので無許可の者に委託してもよい。
- (2) 一般廃棄物の処理を委託する場合には一般廃棄物処理業の許可業者に委託しなければならない。
- (3) 事業系の一般廃棄物については、産業廃棄物処理業の許可業者に委託してよい。
- (4) 他者の一般廃棄物を無許可で処理した場合は罰則の規定があるが、事業系の一般廃棄物を無許可の者に委託しても罰則は規定されていない。
- (5) 一般廃棄物処分業の許可業者には、その業者に処分を委託するのであれば収集運搬業の許可がなくても収集運搬も委託できる。

【解説】

事業系であっても一般廃棄物は一般廃棄物処理業の許可を有するものに委託しなければならない。たとえ産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者であっても、一般廃棄物処理業の許可がない処理業者に一般廃棄物の処理を委託した場合は無許可業者への委託となり、法第25条第1項第6号の罰則の対象となる。

なお、一般廃棄物処理業にも収集運搬業と処分業があり、それぞれ別の許可を受ける必要がある。

正解 (2)

まあ、これなどは「常識」問題と言えたかもしれません、次はちょっと迷いますよ。

Q、次のうち、事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合に、廃棄物処理法（政省令を含む）で規定されている事項はどれか。

- (1) 他人の一般廃棄物の運搬又は処分もしくは再生を業として行うことができる者（許可業者等）に委託すること。

～廃棄物処理問題～

- (2) 委託契約は、書面により行うこと。
- (3) 委託契約書はその契約の終了の日から5年間保存すること。
- (4) 再委託を承諾したときは、承諾書の写しをその承諾をした日から5年間保存すること。
- (5) 処理委託するごとに、一般廃棄物委託管理票を交付すること。

【解説】

事業者の一般廃棄物処理委託の基準は法第6条の2を受けた政令第4条の4で規定されている。

【第4条の4（事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）】

法第6条の2第7項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 他人の一般廃棄物の運搬又は処分もしくは再生を業として行うことができる者であつて、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分もしくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

産業廃棄物の処理委託に関しては、委託契約書、マニフェスト等多くの規定が設けられているが、一般廃棄物の委託基準としては、(1)の事項しか規定されていない。

一般廃棄物はそもそも市町村の自治事務である要素が大きく、廃棄物処理法で規定されていない内容が市町村条例により規定されている場合もあることから、注意が必要である。

正解 (1)

まあ、正解が(1)であることはすぐわかったかと思います。ところが、産業廃棄物について勉強した方は、「(2)～(5)も間違ってはいないのではないか?」と思われたかもしれませんね。でも、解説にも書いたとおり、法令上は一般廃棄物に関してはこのような規定はないんです。では、今回の宿題も一般廃棄物からにしてみましょう。



宿題Q

次のうち、一般廃棄物の再委託について正しいものはどれか。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者は一般廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。
- (2) あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した一般廃棄物の再受託者の氏名又は名称を明らかにし、当該委託について当該事業者の書面による承諾を受けていること。
- (3) 再受託者に当該一般廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている事項を記載した文書を再受託者に交付すること。
- (4) 一般廃棄物の運搬にあっては、他人の一般廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする一般廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- (5) 再委託を承諾したときは、承諾書面の写しをその承諾をした日から5年間保存すること。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」の改定

2020年に大気汚染防止法改正・アスベスト規制強化が実施されました。これを受け、2022年3月環境省は「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」改訂しました。

法改正により、レベル3を含むアスベスト含有建材の全てが規制対象になり、事前調査方法も厳しくなりました。今回のガイドラインでは、下請負人をリスクコミュニケーションの主体者に加え、新たに法規制となった対象建材の写真や飛散防止対策等の記載が追加されています。また、事前調査に関するフローの追加が行われました。

<http://www.env.go.jp/press/110785.html>

<http://www.env.go.jp/press/110785/ishiwatarisukomi.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年5月30日掲載)

○廃棄物処理業者向けDX推進ガイド

2022年3月、廃棄物処理・リサイクルにおけるDX推進のための研究会は「廃棄物処理・リサイクルに係るDX推進ガイドライン～処理業者編～」を公表しました。

この研究会は、廃棄物処理・リサイクルIoT導入促進協議会と廃棄物資源循環学会情報技術活用研究部会が共同して推進しているものです。廃棄物処理業は、顧客数が多く業務が複雑になりやすいうえ、法令遵守も重要です。業務フローの透明化、リスク管理、経営改善等の観点から、DX（デジタルトランスフォーメーション）は重要な課題となっています。このガイドラインでは、攻めと守りの両面から、DX導入の方法を示唆しています。

<https://iot-recycle.com/news/file/2022031402.pdf>

<https://iot-recycle.com/news/file/2022031401.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年5月16日掲載)

○プラスチック資源循環促進法施行通知

2022年4月1日のプラスチック新法施行にあわせて、環境省は施行通知を公表しています。

当該通知では、「プラスチック使用製品」とはプラスチックを含有する製品全てを指すこと、「プラスチック使用製品廃棄物」に該当するかは廃棄物該当性判断基準、いわゆる総合判断説を適用することを示しています。また再商品化工程で発生する残渣は、由来が一般廃棄物であっても、再商品化事業者又は再商品化実施者の事業活動に伴って生ずる廃棄物、すなわち産業廃棄物に該当するとしています。さらに、域外からの産業廃棄物搬入規制を事実上行っている一部の地方公共団体について、広域的なリサイクルを円滑に行うよう対応を求めています。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/sekotuchi.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年5月6日掲載)

ワンポイント

安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



栃木県内で発生した最近の労働災害事例（処理施設）

産業廃棄物の作業は、作業場所で大きく分類すると「処理施設」と「収集運搬」になります。

栃木県内では、どのような重篤な労働災害が発生しているのかをみていきましょう。下記の事例は、栃木労働局から発表されたもので、2019年（令和元年）のものです。

〔処理施設の重篤な労働災害事例〕

汚泥を分離する装置の原動機のブーリーとチェーンとの間に右大腿部を巻き込まれたもの。

【事故の型：はされ・巻き込まれ】

（資料：栃木労働局 労働基準部 健康安全課）

全国ではどのような事故の型で労働災害が発生しているのかをみましょう（図表1）。

「墜落・転落」が最も多くなっています。処理施設などの高所からの他に、収集運搬車両の荷台でシート掛けや昇降時も労働災害が発生しています。

次いで、「はされ・巻き込まれ」、「転倒」です。この3つで半数以上を占めています。

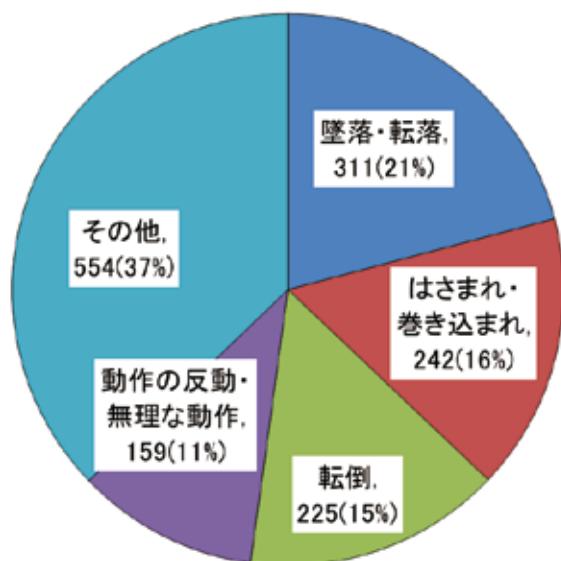
ここで、「事故の型」とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象のことをいいます。例えば、機械を修理中に手を挟まれたとか、ガス溶接作業をしていて火傷したなど、災害発生の状況を「事故の型」として示しています。事故の型は、図表2のように21に分類されています。

これから季節に気をつけなければならない熱中症は、「高温・低温物との接触」です。

図表1 産業廃棄物業 事故の型別労働災害発生状況

図表2 事故の型

産業廃棄物業 事故の型別労働災害発生状況
(2021年速報値(2022年3月現在):1,491件)



「墜落・転落」、「転倒」、「激突」、「飛来・落下」、「崩壊・倒壊」、「激突され」、「はされ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」、「踏み抜き」、「おぼれ」、「高温・低温物との接触」、「有害物等との接触」、「感電」、「爆発」、「破裂」、「火災」、「交通事故（道路）」、「交通事故（その他）」、「動作の反動・無理な動作」、「その他」、「分類不能」

～ワンポイント安全衛生～

冒頭の労働災害は、動力により稼働している機械や伝送装置に、「はされ・巻き込まれ」の事例です。労働安全衛生規則第101条では、『機械の原動機、回転軸、歯車、ブーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆(おお)い、囲い等を設けなければならない。』とあり、詳細は不明ですが、回転部に覆いや囲いがないことによる「はされ・巻き込まれ」と思います。

○労働安全衛生規則

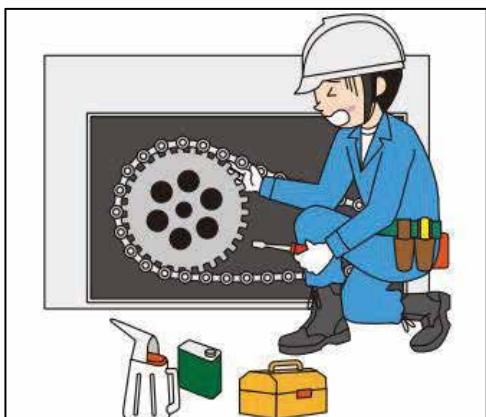
第101条（原動機、回転軸等による危険の防止）

事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、ブーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆(おお)い、囲い、スリープ、踏切橋等を設けなければならない。

- 2 事業者は、回転軸、歯車、ブーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆(おお)いを設けなければならない。
- 3 事業者は、ベルトの継目には、突出した止め具を使用してはならない。
- 4 事業者は、第一項の踏切橋には、高さが90センチメートル以上の手すりを設けなければならない。
- 5 労働者は、踏切橋の設備があるときは、踏切橋を使用しなければならない。

みなさんの職場で、下記（図表3、図表4、図表5、図表6）のような状況の動力機械の有無を確認してみてください。

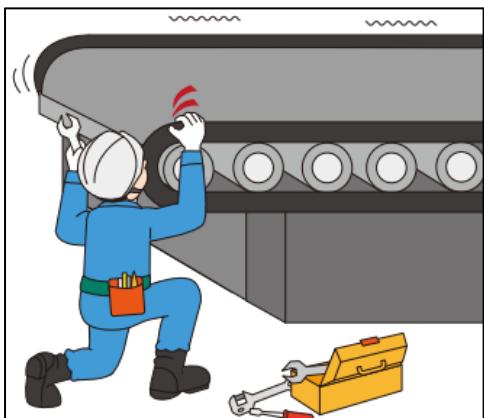
図表3 事例1



図表4 事例2



図表5 事例3



図表6 事例4



原動機や回転軸等による危険を防止する対策は、どのようなものがあるのでしょうか。次号では、実際の職場で実施している事例を紹介します。

CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～相談事例～

- こんな時、どうするの？ ① 会社の代表が変わったら委託契約書は
② マニフェストの印字
③ 代表者等の変更時のマニフェストの記載



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

収集運搬業者ですが、会社の代表を変更した場合、委託契約書は契約し直したほうが良いですか。会社の住所等が変わったときはどうしたらいいですか。

(回答 1)

結論から申し上げれば、廃棄物処理法に定めがありません。従いまして、当事者の間でお互い事実を認知していれば問題ないと思います。契約し直すというのも一つの方法ですが、再度作成すれば印紙が必要になります。また、覚書を交わし契約書に綴じこむ方法もあると思います。お互い話し合って、書面で事実を確認しておくことをお奨めします。

(照会 2)

マニフェストを印字したが思ったほど廃棄物が排出せず、印字したマニフェストが残ってしまいました。印字した個所を二重線で消して、マニフェストを使ってよいですか。

(回答 2)

この場合も、廃棄物処理法に定めがありませんので、関係者の間で共通認識を持ち、関係者の了解が得られれば、問題ないと思います。通常、マニフェストに記載した事項に誤記があり修正する場合には、二重線で消して、余白に書き直して利用していると思います。従いまして、二重線で消して余白に記入する場所があれば問題ないと思います。

(照会 3)

会社自体は変わらないが、名称、代表が変わった場合、どの時点からマニフェストに記載する名称、代表は変更すればよいですか。名称、代表が変わった時か、登記が終了した時か？対外的に変更が確定するのは登記後と思われるが、登記が終了するには2週間程度必要だと言われました。

(回答 3)

廃棄物処理法に、今回のケースについても記載はありません。名称、代表者が変わった時点で、マニフェストに記載する名称、代表者を記載すると良いと思います。その際、あらかじめ、名称、代表者が変わることを関係者に知らせることをお奨めします。あらかじめ知らせておかないと、いきなり名称、代表者が変わったマニフェスト受け取ることになりますので、トラブルになりかねません。関係者には、必ず事前にお知らせください。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコ事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（6月1日現在、11件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

脱炭素社会づくり促進事業費補助金

～県内に事業所を有する中小企業者の省 CO2 設備導入を補助します～

1 対象

補助の対象は以下のとおりです。詳しい要件はお問合せください。

(1) 対象者

- ✧ 中小企業者又は中小企業団体
- ✧ 医療法人又は社会福祉法人

(2) 設備

- ✧ ボイラー、工業炉、空調設備、自家発電設備、照明設備
(温室効果ガスの削減量が年間 10 トン以上見込めるもの)
- ✧ コージェネレーション設備
(発電出力が 10 キロワット未満であるもの)

(3) 経費

- ✧ 設計費、機械装置等購入費、工事費（導入前設備の処分費は対象外）



2 補助額

補助対象経費の 3 分の 1 以内、上限 100 万円

※電化ボイラーへの更新は上限 300 万円【令和 4 年度から新設】

3 受付期間

令和 4 (2022) 年 5 月 23 日 (月) ~ 7 月 22 日 (金)

※受付期間内の申請を審査し採択事業を決定します。

採択の状況に応じて二次募集を行います。

採択前に事業を実施(契約・発注)したものは対象外となりますので御注意ください。

※県 HP では、申請の手引き・よくある質問・過去の事例等を掲載しています。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/datsutansohojokin.html>

[問合せ先] 栃木県 環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎本館 11 階

TEL: 028-623-3186 FAX: 028-623-3259



県では、国が進める国民運動「COOL CHOICE (=賢い選択)」に賛同し、オールとちぎ体制で地球温暖化対策を推進しています。
ぜひ、あなたも「COOL CHOICE」に賛同をお願いします。
詳しくは環境省 HP をご覧ください。

QR コードから
アクセスできます



栃木県から各種報告書提出のお知らせ

6月は各種報告の提出月です。期限内の報告に御協力ください。



1 産業廃棄物処理業実績報告

- 対象者 本県の許可を有する全ての産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
- 報告内容 令和3（2021）年度における産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分の実績
- 提出期限 6月30日（木）

2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

- 対象者 令和3（2021）年度に（二次マニフェストを含む）産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した全ての排出者
- 報告内容 産業廃棄物管理票の交付等の状況
- 提出期限 6月30日（木）

3 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び処理計画実施状況報告書

① 産業廃棄物処理計画書

- 対象者 令和3（2021）年度の産業廃棄物の排出量が1,000t（特別管理産業廃棄物は50t）以上の排出者

- 報告内容 令和4（2022）年度における産業廃棄物の処理計画

② 処理計画実施状況報告書対象者

- 対象者 令和3（2021）年度の産業廃棄物処理計画書を提出した多量排出事業者

- 報告内容 令和3（2021）年度の産業廃棄物処理計画の実施状況

- 提出期限 ①②ともに6月30日（木）

提出先及び問い合わせ先一覧

提出先（取扱窓口）	住所及び電話番号	管轄市町
1 県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
2 県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、上三川町
3 県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央 1-9-9 TEL 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
4 県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
5 小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市大塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、壬生町、野木町
6 資源循環推進課 審査指導班	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-3154	宇都宮市（収集運搬業） 栃木県以外

※ 報告1、2は、インターネットからも報告ができます。

https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action

栃木県環境森林部資源循環推進課（課名が、廃棄物対策課から変更になりました。）

審査指導班 TEL 028-623-3154

～行政ニュース～

ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正な処理の推進に関する 特別措置法に基づく保管及び処分状況等の届出について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法において、
ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者は、法令で定める処分期間内にその処分を
委託しなければならないとされており、それに伴って、P C B廃棄物を保管する事業者
及び一部の高濃度P C B使用製品を所有する事業者は毎年度、前年度における保管及び
処分の状況を届け出ることが義務付けられています。

届出対象者の方は、下記に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所宛てに
届出書を提出してください。

1 提出書類

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書【様式第一号（一）】

※ 様式のひな形は県ホームページに掲載しています。

・<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html>

(2) 添付書類

ア 保管しているP C B廃棄物や使用しているP C B製品の写真（A 4用紙に貼付）

※ 過去に提出済みで保管場所等に変更がない場合は、不要（「参考事項」欄に「写真提出済」と記載）。

イ P C B廃棄物を保管している場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者であることを証する書類の写し

※ 責任者に関する講習を受講されている方は、修了証の写しを添付してください。

これから講習を受講する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者の職及び氏名欄に「受講予定」と
記載してください。

ウ P C B廃棄物を処分した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

2 提出期限：令和4（2022）年6月30日（木）

3 提出先・提出部数

提出先：「5 提出、問合せ先」に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所

提出部数：2部

提出方法：郵送又は持参

※ 電子申請も可能です（県ホームページの「栃木県電子申請システム」から利用できます。）。

（https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action）

4 その他留意事項

記載にあたっては、下記の留意事項を御参照ください。

- 高濃度P C Bを含有した電気工作物を使用している場合は、電気事業法に基づき、関東東北産業保安監督部へ届け出てください。〔関東東北産業保安監督部電力安全課（048-600-0387）〕
- 低濃度P C B使用製品は、法に基づく届出義務はありませんが、提出をお願いします。
- 既に処分期限（令和4年3月末）が到来している高濃度P C B廃棄物（変圧器・コンデンサー）の保管
が明らかになった場合、大至急、下記まで連絡してください。

5 提出、問合せ先

	名 称	住 所・電話番号	管轄区域
問合せ 届出の提出	県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川151-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
	県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町、上三川町
	県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央1-9-9 TEL 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さ くら市、那須烏山市、塩谷町、高根 沢町、那須町、那珂川町
	県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
	小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 TEL 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、 野木町、壬生町
	資源循環推進課 廃棄物対策担当	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 TEL 028-623-3098	

PCB廃棄物の処分について

PCB廃棄物はPCB特別措置法で定められている期間内に
処分することが義務付けられています。

高濃度PCB廃棄物の処分期間

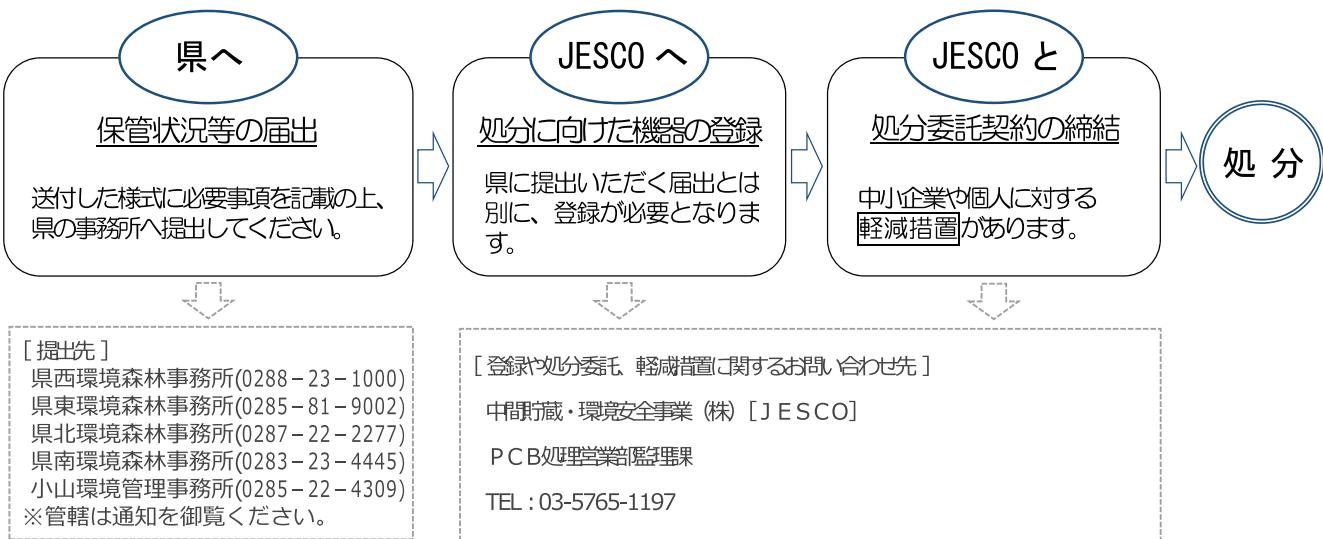
変圧器・コンデンサー：令和4（2022）年3月31日/処分期限到来
安定器・汚染物等：令和5（2023）年3月31日まで

※低濃度PCB廃棄物の処分期間は、令和9（2027）年3月31日までです。

※処分期間までに処分がなされない場合は、PCB特別措置法に基づき、行政処分の対象となります。

高濃度PCB廃棄物の処分の流れ

高濃度PCB廃棄物の処分は、中間貯蔵・環境安全事業（株）[通称：JESCO]が行っています。



※低濃度PCB廃棄物の処分は、全国の無害化処理認定施設等で行います。

[施設一覧：<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/processing.html>]

処分に対する負担軽減措置があります。

①中小企業等処理費用軽減制度

高濃度PCB廃棄物の処分費用のうち、中小企業は70%、個人は95%が軽減されます。

(JESCO) http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

高濃度PCB廃棄物の確認方法を公開しています。

環境省がホームページで確認方法を公開しています。
なお、県ホームページでも御案内しています。

(環境省) <http://pcb-soukishori.env.go.jp/list/>
(栃木県) <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco-haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html>

②PCB廃棄物の処分に係る融資制度

日本政策金融公庫では、PCB廃棄物の処分に必要な運転資金の融資を行っています。

(日本政策金融公庫) https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html



エコドライブ 活動コンクール 2022年度



国土交通大臣賞



環境大臣賞

参加費用
無料

事業部門

トラック、バス、タクシーなどの運送事業者

一般部門

自家輸送や移動で車両を使用する事業者

支援ビジネス部門

エコドライブを支援する機器やサービスを提供する事業者

ユニーク部門

エコドライブに関する独自の取組を実施しているさまざまな主体

応募期間

5/9月～7/8金

※新型コロナウイルスの影響を考慮し、応募締切を延長する可能性があります。
(最新の情報は公式サイトにて随時お知らせします)

主 催



公益財団法人
交通エコロジー・モビリティ財団

■後援(予定)

「エコドライブ普及連絡会」
(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)

「エコドライブ普及推進協議会」

(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)日本自動車工業会、
(一社)日本自動車連盟、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本自動車整備振興会連合会、
(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)全国個人タクシー協会、
(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車運行管理協会、
(一社)全国レンタカー協会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、
(一社)日本損害保険協会、(一社)日本自動車リース協会連合会、
(一財)環境優良車普及機構、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団





はじめに

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団は、1997年に設立された「エコドライブ普及推進協議会」(運輸関係等16団体で構成)の事務局を務めるとともに、独自に様々なエコドライブを普及推進するための活動を行っています。

この活動の一環として、2011年度から「エコドライブ活動コンクール」を開催して優れた取組を行っている事業者を表彰し、その取組内容を紹介することで更なる普及を図っています。



今年のコンクールについて

今年度は事業部門・一般部門・支援ビジネス部門・ユニーク部門の4つの部門で実施いたします。また、最も優れた取組に対して、事業部門では国土交通大臣賞、一般部門では環境大臣賞が授与されます。運輸事業者はもちろんのこと、一般企業からNPO・任意団体・グループなどの幅広い参加をお待ちしております。

事業部門(緑ナンバー)	自社の車両を保有(リースを含む)するトラック、バス、タクシーなどの運輸事業者。
一般部門(白ナンバー)	移動などの業務上で車両を使用している事業者。自社の製品等を運搬している場合を含む。
支援ビジネス部門	エコドライブに関する機器(車両含む)の製造やテレマティクスなどのサービスに取り組む事業者。 対象例 エコドライブを支援する機器やサービスを提供する企業 他 取組例 自社が提供するテレマティクスサービスでエコドライブコンテストを実施 他 ※詳しくは事務局までお問い合わせください。
ユニーク部門	エコドライブに関する独自の取組を実施しているさまざまな主体。 対象例 NPO、町内会や自治会、大学のサークル、自動車関連のSNSグループ 他 取組例 通勤時のエコドライブ、イベントの開催、地域への普及活動 他 ※事業部門や一般部門との重複応募も可能です。 ※詳しくは事務局までお問い合わせください。

2016年度から
審査書類が簡素化
されました

●一次審査応募時の燃費データ・事故データの入力は不要となりました。

燃費データ等は二次審査時に提出してください。

●二次審査時の提出資料の一部省略が可能となりました。

2015年度以降に二次審査資料を提出している参加者で、今年度も昨年度と同様の取組をしている項目については、添付資料を一部省略することができます。



参加メリットは？

社内の
意識向上・活性化
につながります

エコドライブ推進の
支援ツール
が手に入ります

自社の活動レベルを
客観的に評価
できます

参考となる他社の
優秀な取組事例
が手に入ります



審査の基準は？

本コンクールは、燃費の改善状況だけを審査するものではなく、事業者のエコドライブ活動の取組内容を幅広い観点から審査します。

1. 取組体制の整備	どのような社内体制(方針、目標、管理体制など)で活動を行っているか。
2. 教育の実施	従業員にどのようなエコドライブの教育・指導を行っているか。
3. 燃費管理	どのような仕組みで燃費データを収集・管理しているか。
4. 活動成果	どの程度の燃費向上を達成しているか。 燃費以外の副次的効果とエコドライブ活動に対する評価をどのように行っているか。
5. 繼続実績と方策	エコドライブ活動を継続するため、どのような取組を実践しているか。

※事業部門と一般部門では、継続して参加する事業者を推奨しています。そのため同点の場合は、継続して参加する事業者を優先して評価します。

※支援ビジネス部門・ユニーク部門は上記の審査基準によらず、エコドライブに関する特徴的な取り組みを評価します。

コンクールの流れは？

Step 1 公式サイトから該当部門へ参加登録
(詳細は裏面の募集対象をご覧ください)

エコドライブ活動コンクール 検索

※画面はイメージです
<http://www.ecodrive-activity-concours.jp/>

Step 2 一次審査応募

WEB POST

・公式サイトのマイページにログインし、ご応募ください。チェックシートに「はい」「いいえ」で答えていただただけで応募完了です！
・一次審査の結果はその場でわかります。

Step 3 二次審査資料の提出

・一次審査を通過された方は、マイページにある二次審査に必要な資料をご用意いただき、エコドライブの取組をアピールする資料とともにご郵送ください。
・燃費、事故のデータはマイページ内のフォームに従って入力し、印刷して紙でご提出ください。

Step 4 最終審査

・二次審査で評価の高かった事業者には、最終審査として取組内容などのヒアリングを実施します。
・大臣賞等については審査資料とヒアリング内容を総合的に評価し、受賞事業者を決定します。

優秀な事業者を表彰

- ・審査により大臣賞、審査委員長特別賞、優秀賞、優良賞が選ばれます。
- ・公式サイトの中で、自社の審査結果を閲覧できます。
- ・「優秀認定証」「優良認定証」を授与される場合があります。
(詳細は裏面の表彰内容をご覧ください。)

エコドライブ推進のための支援ツールは？

各種ツールを活用して活動を盛り上げましょう

エコモ財団で作成したエコドライブステッカー(130円／枚)、エコドライブテキスト(トラック版、乗用車版、各200円／冊)、「エコドライブ10のすすめ」チラシ・リーフレット・ポスター(無料)、コンクールリーフレット(電子データ)、優秀取組事例集(電子データ)、参加登録証明書(電子データ)、燃費管理支援サイトなどを用意しています。

◀エコドライブステッカー
(130円／枚)

▲ トラック・バスのエコドライブテキスト
(200円／冊)

▲ 乗用車のエコドライブテキスト
(200円／冊)

▲ エコドライブ10のすすめチラシ・リーフレット
(無料)

▲ エコドライブ10のすすめポスター
(無料)

▲ コンクールリーフレット
(電子データのみで提供)

▲ 優秀取組事例集
(電子データのみで提供)
(無料)

▲ コンクール参加登録証明書
(電子データのみで提供)

▲ 燃費管理支援サイトReCoo
(無料/別途登録必要)

表彰された事業者の取組を紹介します。

コンクール応募企業の中から優秀な取組を行なっている事業者を表彰し、優秀事業者の取組内容を公式サイトで公表します。

優秀取組事例集

<https://www.ecodrive-activity-concours.jp/data/jirei2021.pdf>

18

～行政ニュース～

概 要

主 催	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団																							
後援(予定)	「エコドライブ普及連絡会」(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省) 「エコドライブ普及推進協議会」 (公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車連盟、(一社)日本自動車販売協会連合会、 (一社)日本自動車整備振興会連合会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)全国個人タクシー協会、(一社)全国自家用自動車協会、 (一社)日本自動車運行管理協会、(一社)全国レンタカー協会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、(一社)日本損害保険協会、 (一社)日本自動車リース協会連合会、(一財)環境優良車普及機構、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団																							
スケジュール (予定)	①応募期間：2022年5月9日(月)～7月8日(金) ②表彰式：2022年11月28日(月)開催予定の「エコドライブシンポジウム」の会場で国土交通大臣賞、環境大臣賞、審査委員長特別賞、優秀賞の受賞事業者を表彰。																							
募 集 対 象	<table border="1"><thead><tr><th>事業部門（緑ナンバー）</th><th>自社の車両を保有（リースを含む）するトラック、バス、タクシーなどの運輸事業者。</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般部門（白ナンバー）</td><td>移動などの業務上で車両を使用している事業者。自社の製品等を運搬している場合を含む。</td></tr><tr><td>支援ビジネス部門</td><td>エコドライブを支援する機器やサービスを提供する企業。 ※詳しくは事務局窓口までお問い合わせください。</td></tr><tr><td>ユニーク部門</td><td>エコドライブに関する独自の取組を実施しているさまざまな主体。 ※詳しくは事務局窓口までお問い合わせください。</td></tr></tbody></table>				事業部門（緑ナンバー）	自社の車両を保有（リースを含む）するトラック、バス、タクシーなどの運輸事業者。	一般部門（白ナンバー）	移動などの業務上で車両を使用している事業者。自社の製品等を運搬している場合を含む。	支援ビジネス部門	エコドライブを支援する機器やサービスを提供する企業。 ※詳しくは事務局窓口までお問い合わせください。	ユニーク部門	エコドライブに関する独自の取組を実施しているさまざまな主体。 ※詳しくは事務局窓口までお問い合わせください。												
事業部門（緑ナンバー）	自社の車両を保有（リースを含む）するトラック、バス、タクシーなどの運輸事業者。																							
一般部門（白ナンバー）	移動などの業務上で車両を使用している事業者。自社の製品等を運搬している場合を含む。																							
支援ビジネス部門	エコドライブを支援する機器やサービスを提供する企業。 ※詳しくは事務局窓口までお問い合わせください。																							
ユニーク部門	エコドライブに関する独自の取組を実施しているさまざまな主体。 ※詳しくは事務局窓口までお問い合わせください。																							
	事業部門と一般部門において、事業所単位での応募が基本となります。複数の事業所の燃費等を一元管理している場合は、まとめて応募（共同申請）が可能です。																							
表 彰	<table><tbody><tr><td>● 国土交通大臣賞</td><td>【事業部門】</td><td>1 件</td><td>賞状及び記念品</td></tr><tr><td>● 環境大臣賞</td><td>【一般部門】</td><td>1 件</td><td>賞状及び記念品</td></tr><tr><td>● 審査委員長特別賞</td><td>【支援ビジネス部門 / ユニーク部門】</td><td>数件</td><td>賞状及び記念品</td></tr><tr><td>● 優秀賞</td><td>【事業部門 / 一般部門】</td><td>6 件程度</td><td>賞状及び記念品</td></tr><tr><td>● 優良賞</td><td>【事業部門 / 一般部門】</td><td>40 件程度</td><td>賞状</td></tr></tbody></table>				● 国土交通大臣賞	【事業部門】	1 件	賞状及び記念品	● 環境大臣賞	【一般部門】	1 件	賞状及び記念品	● 審査委員長特別賞	【支援ビジネス部門 / ユニーク部門】	数件	賞状及び記念品	● 優秀賞	【事業部門 / 一般部門】	6 件程度	賞状及び記念品	● 優良賞	【事業部門 / 一般部門】	40 件程度	賞状
● 国土交通大臣賞	【事業部門】	1 件	賞状及び記念品																					
● 環境大臣賞	【一般部門】	1 件	賞状及び記念品																					
● 審査委員長特別賞	【支援ビジネス部門 / ユニーク部門】	数件	賞状及び記念品																					
● 優秀賞	【事業部門 / 一般部門】	6 件程度	賞状及び記念品																					
● 優良賞	【事業部門 / 一般部門】	40 件程度	賞状																					
	※大臣賞を受賞した事業者は、その後の3回のコンクールでは受賞できません。優秀賞の場合はその後の2回のコンクールで、優良賞の場合はその後の1回のコンクールで、より上位の賞でなければ受賞できません。 ※一定レベル以上の活動をしていると評価された場合は、「優秀認定証」「優良認定証」を授与しますので、継続しての応募を歓迎いたします。																							
参 加 費 用	無料																							

支援ビジネス部門を新設しました！

今年度より新たに支援ビジネス部門の応募を開始しました。エコドライブを支援する機器や車両の製造、テレマティクスなどのサービスに取り組む事業者の取組内容を審査し、評価が高かった場合には審査委員長特別賞として表彰することを予定しています。

新規参加登録

ご応募はどちらから

支援ビジネス部門
ユニーク部門

ご応募はどちらから

参加方法

PCやタブレットからアクセス
いただき支援ビジネス部門の
参加登録ボタンをクリック

<URL>
<http://www.ecodrive-activity-concours.jp/>

参加登録時に
支援ビジネス部門を
選択してください！

問い合わせ先

(事務局窓口業務委託先：株式会社アスア)

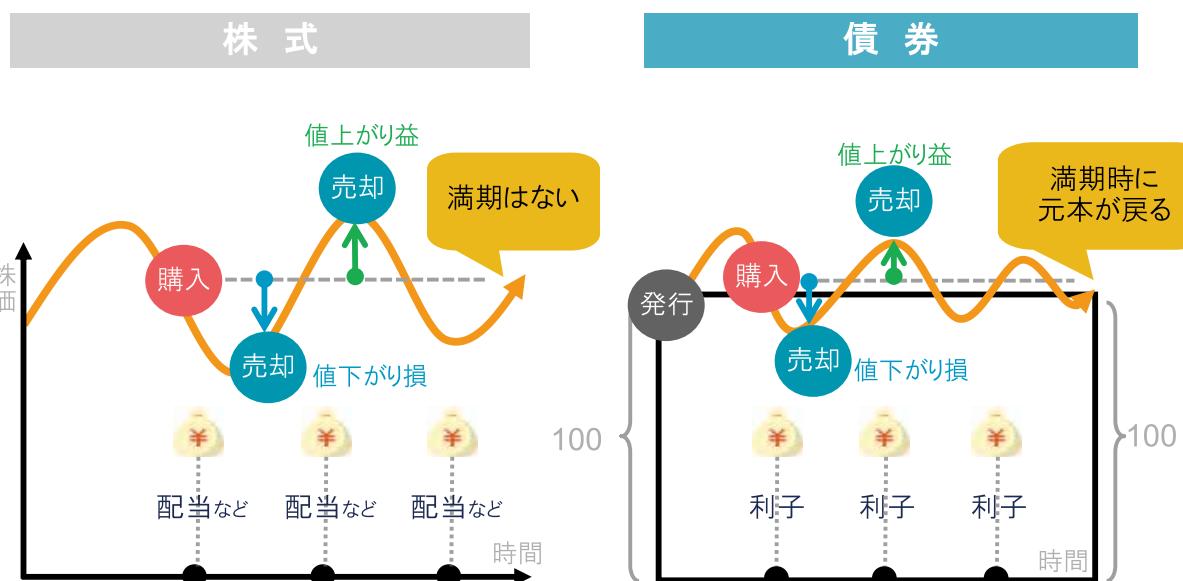
〒453-0804 愛知県名古屋市中村区黄金通一丁目11番地 アスアビル TEL : 052-452-6886 (平日10:00-17:00)

お金のはなし（第10回 債券・為替・REITについて）

【債券と金利と為替～「債券」は、バランスファンドには欠かせないパート～】

「債券」というと、日本政府が発行する「個人向け国債」を思い浮かべる人が多いでしょう。発行時に買って満期までの間、半年に1回利息を受け取るというものです。

しかし実は、債券も株式と同様、満期までの間に（主にプロ同士の市場で）売買の取引が行なわれ、時価が変動しています。株式に比べ一般に値動きは小さく、満期時に元本で償還することが決まっているため、満期が近づくにつれ値動きは小さくなっていきます。投資信託の中に債券を組み入れた場合は、その時価を日々の基準価額に反映することになります。つまり、普通に債券を買えば意識することのなかった時価変動を、イヤでも受けることとなり、満期での元本償還という特徴も手放すことになります。しかしそれと引き換えに、債券を投資信託で持つことのメリットもたくさんあります。



メリットのひとつは、個人では買いづらい債券も、投資信託を通じてなら買いやすくなる点です。日本より金利の高い海外の債券を個人で買う場合、手続きが困難であることが多い、購入金額も高額となります。投資信託でなら、手軽に少額で海外の複数の債券を持つことができます。

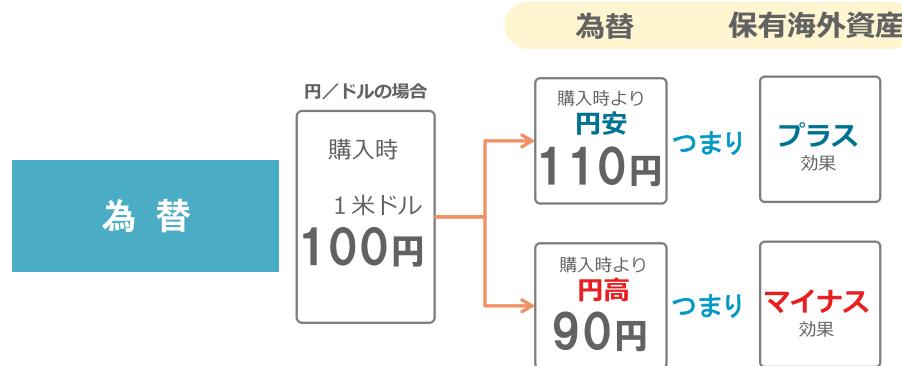
さらに、状況の変化に応じた銘柄の入れ替えも、個人が個別に債券を持つ場合では難しいことです。通常半年毎などが多い債券の利払いも、投資信託にすることで毎月分配に仕立てることができます。また、国債でなく企業の債券（社債）の場合は、その企業の信用力調査が欠かせませんが、そこをプロに委託できるのも「投資信託ならでは」と言えます。

【為替は「金利差」を基本に考える】

投資信託を通じて海外の債券や株式に投資した場合、「本体」の値動きとは全く別のこととして、「為替変動」の影響を受けることとなります。ここでは簡単に「1ドル100円だったのが、その後90円などの円高になるとマズイ。110円などの円安になるとラッキー」と覚えておきましょう。

～お金のはなし（足利銀行）～

では、どうなると円安になりやすいのでしょうか。ひとつには2国間の「金利差」が挙げられます。例えば日本などが低金利の状態のまま、米国の金利だけが上がるとすると、世界中のお金は米国に集まるでしょう。日本の投資家が米国の債券を買おうと思うと、一度円を売って米ドルに交換することになります。その動きが積もり積もると「円安・ドル高」となるわけです。つまり「金利の高い国の通貨は高くなりがち」と整理しておくと良いでしょう。

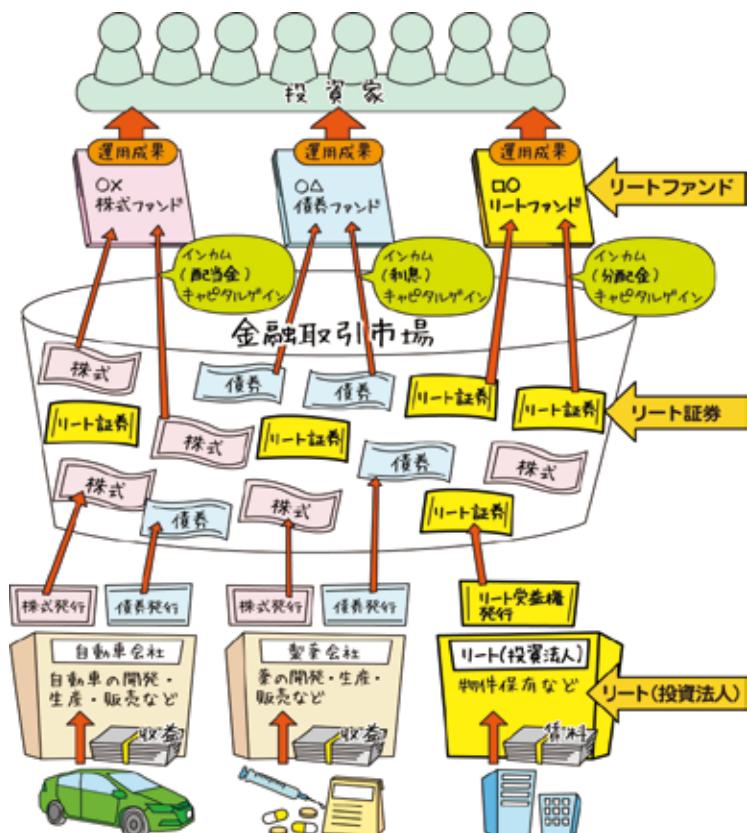


【REIT（不動産投資信託）はある意味株式と同じ】

「物件の大家さんに」などと言われることのある「REIT」ですが、もしそれが「安心イメージ」につながっているとすると感心しません。なぜなら REIT の価格変動は、株式と変わらない程度に大きいからです。

価格変動が大きい理由は、REIT も株式と同様に、需要と供給で動く上場有価証券だからです。REIT とは「不動産賃貸に特化した法人」のことと、そこが資金調達などのために発行した（株式と同じような）有価証券を、投資信託は売買しているのです。したがって「安心イメージ」ではなく、買い手と売り手の需給で動く投資対象として、厳正に見る態度が重要です。

●REIT ファンドも株式ファンドと構造は同じ



～お金のはなし（足利銀行）～

ただ、REITならではの特徴は配当利回りの高さです（正確には「分配金利回り」と言いますが、投資信託の分配金と誤認されやすいので「配当」とします）。

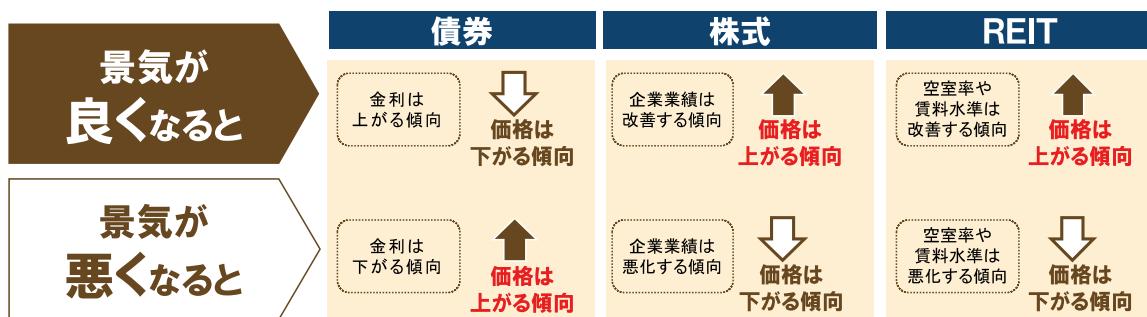
REITの配当利回りは、株式の配当利回り（配当金÷株価）に比べて一段階高いのが一般的です。それは主にREIT法人にまつわる制度によるものですが、その理由よりも大事なのは、配当利回りが高いということは多少の価格変動を気にせず、利回りの魅力で買いたくなる側面も持っているという点です。つまりREITは「利回り商品」としての側面もあわせ持つ株式のようなものだと言えます。



これは「REIT」の価格は、REIT法人の業績だけでなく、世の中の「金利変動」にも影響を受けることを意味します。例えば世の中の金利が上がると、「だったら安全な債券がいいや」とREITには売りの力が働きます。逆に、世の中の金利が下がると、REITの利回り商品としての魅力が増して、価格が上がりやすくなります。

その意味では「株式と債券の中間」というのはあながち間違っていないのですが、市場規模（日々取引される売買の量／市場に出回っている証券の量）が株式よりも少ないため、価格変動は時に大きく一方に振れやすい点については留意しておく必要のある資産と言えます。

●3 資産と景気との関係性



次回は、投資信託のファンドを選ぶ前段として、「『経済は右肩上がり』という信念」と「割高・割安という概念」についてご案内予定です。

～お金のはなし（足利銀行）～

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧誘資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



< 広 告 >

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」



あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続きしたい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客様の“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

詳しい内容は、あしぎんマネーデザインの
ホームページにアクセス

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン

検索



～協会ニュース～

■県内産業廃棄物処理業者の死亡事故発生

コロナ禍の中、5月26日午後1時30分ごろ、栃木県内の産業廃棄物処理業者の工場で、死亡事故が発生しました。右腕を機械に挟まれているのを従業員の方が発見し、搬送先の病院で死亡が確認されました。屋外にある粉碎機のベルトコンベアー付近で作業中、ローラーに腕を挟まれたようです。これから、梅雨、夏を迎える労働環境が悪化することが予想されます。一人での作業には十分注意し、熱中症、コロナ対策を徹底してください。令和4年度の「全国安全週間」のスローガン『安全は急がず焦らず怠らず』を遵守し、事故防止にご配慮ください。

■全産連労災発生情報（全産連発第40号令和4年5月31日付）

○停車中に動き出したフォークリフトに挟まれ死亡

【概要】 フォークリフトを使って産業廃棄物の積み込み作業を行っていた作業員が、駐車していたフォークリフトが動き出し、トラックとフォークリフトにはさまれ死亡した。現場は傾斜していた。

【推定要因】 機械設備・有害物質の種類（起因物）：フォークリフト

災害の種類（事故の型）：はさまれ・巻き込まれ

発生要因（人）：危険感覚

発生要因（管理）：安全措置の不履行

【同類事故防止対策】 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

・フォークリフトから離れるときは確実に停止させること

　　フォークリフトの運転席から離れるときは、ブレーキを確実にかけ、傾斜のある場合は、輪留めを使用するなどの逸走防止措置を行う。

・安全教育を実施数

　　労働者に対し、作業による危険性、危険を防止するための方法、作業手順等について、安全教育を実施する。

－編集後記－

新型コロナウイルスは、オミクロン株まで変異し、弱毒化までは至っておりませんが、ワクチン接種と相まって、かなり重症化リスクは減少してきております。飲食店の4人以下の制限も解除され、コロナ前の生活が戻りつつあります。一方、ウクライナに侵攻したロシアは当初の目論見が外れ、作戦変更し東部地区の実効支配を進め、長期戦になる様相を呈しております。また、アメリカ金利引き上げを受け円安が進み、これらにより、ガソリン、小麦、肥料などが値上がりし、物価上昇が財布を直撃しそうです。産業廃棄物処理業界では、コロナによる経済の停滞により廃棄物の発生量は減少し、プラ新法の影響やカーボンニュートラルの課題も突き付けられ、どのスタイルが正解なのか、CCUSまでの対応を迫られるのか、コスト負担増をどう乗り切るか、先ずは、アンテナを高く張っておくことかなと感じます。

－事務局だより－

☆ 5月24日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会が、東京都港区の全国産業資源循環連合会において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 5月26日（木）

公益財団法人栃木県環境保全公社理事会が、宇都宮市の栃木県自治会館において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 5月27日（金）

青年部全体会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、小林部長をはじめ17名が出席し、諸課題について協議しました。

☆ 5月30日（月）

栃木県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会が、栃木県庁研修館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事、中指事務局次長が出席しました。

☆ 5月31日（火）

栃木県建設産業団体連合会通常総会が、栃木県建設産業会館において開催され、菊池会長、神山副会長が出席しました。